

特定少年における実名報道の是非と影響

真下陽人

- 1 はじめに
- 2 特定少年の法的位置付け
- 3 特定少年における実名報道による影響
- 4 特定少年における実名報道の是非
- 5 私見
- 6 まとめにかえて

1 はじめに

2021年における改正少年法において特定少年が規定された。特定少年は実名報道が可能となるなど従来と異なり、より成人と同じ様に扱う傾向が見受けられた。しかし特定少年が制定されたのは近年のことでありまだ現状においても事例が少なく実名報道による影響などが明確になっていない。

またこの実名報道が可能となった点については大きな反響を呼び賛否が分かれる結果となった。このような点から実名報道は行うべきではないと言えるのではないだろうか。実名報道が少年に責任を自覚させ更生の一助となるのか、足枷になり更生機会を奪いかねないものなのか議論の余地があると考ええる。

今回のレポートでは昨年同様この様な点について深く掘り下げると共に新たな見解からも考察していくこととしたい。

2 特定少年の法的位置付け

少年事件においては全てが家庭裁判所に送られ処分が決定される。主な処分内容としては検察官送致つまり逆送と呼ばれるものと保護処分と呼ばれるものなどがある。逆送とは検察官送致され検察官が刑事裁判所に提訴し刑罰が課されることを指す。保護処分とは少年院に送致される少年院送致と社会内で保護観察官や保護司などに指導を受ける保護観察などがある。今回は実名報道を主に取り上げることから逆送された場合のケースに着目する。近年の改正により逆送された少年が18歳以上の場合は成人と同様に扱われることとなった。その場合大きく異なってくる点は実名報道が可能となるという点である。従来少年法では少年事件における推知報道は禁止されてきたが、本改正により特定少年に該当する場合実名報道が可能となった。

しかし18歳以上であっても特定少年とし、少年法が適用されるにもかかわらず逆送された場合については成人同様に扱うというなんとも中途半端な立ち位置となっているのが

現状の法的位置付けであると言える。

1 法務省ホームページ 少年法が変わります！
<https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00015.html> (2024年12月19日閲覧)。

3 特定少年における実名報道による影響

次に特定少年において実名報道がなされた場合の本人やその周辺に起こる可能性のある影響について考察する。

主に挙げられる大きな懸念事項としては少年本人の更生が困難になる可能性である。実名報道が行われた場合、テレビや新聞、さらにインターネットなどに実名や顔写真が掲載されるだろう。特にインターネットの場合については誰もがいつでも簡単に閲覧することが可能であるが故に半永久的に少年の実名などが不特定多数の人々に閲覧可能な状況が形成されると言えるのではないかと考える。そうした状況下では新たな就職先の確保や継続的な学校教育といった機会を奪う可能性が懸念される。さらに昨今ではSNSの普及によりSNS上でのいきすぎた憶測や詮索といったことも多く見受けられる。そうした状況下では少年本人だけではなく後程述べるが、家族や周辺への影響も大きく発生する可能性は大いに高まりかねない状況であると考ええる。

このような状況では少年に犯罪者としてのラベルを貼ることとなりかねず、更生する機会を奪い再犯を助長する可能性があるのではないかと考える。以上の様な状況において実名報道は長いスパンで見た場合少年の更生の阻害や再犯などにより社会における公益性が損なわれる可能性が存在していると言えるのではないかと考える。上記の点から鑑みた場合特定少年における実名報道は少年本人に対し大きなリスクとなる可能性があると言えるのではないかと考える。

次にこの実名報道は家族といった少年の周囲人物に対する誹謗中傷のリスクが存在していると言える。少年事件の場合において少年の更生には家族などの周囲からのサポートも一助となるのではないかと考える。元来から少年には可塑性があり環境に大きく影響されるとされている。こうした可塑性にも着目するならば家族や周囲のサポートといった良好な環境は少年の更生においては効果を発揮すると言えるのではないかと考える。平成23年版犯罪白書においても「家族間の信頼や良好な関わりは非行や犯罪の再犯を防止する上で極めて重要な役割を果たしており、また、親は、更生の支援者として、監督者として、少年非行や若年者犯罪を抑止する大きな力を持っている」と述べており家族が再犯の防止といった面で大きな役割を果たしていると述べている。

だが、そうした人々が誹謗中傷にさらされた場合少年を拒絶する可能性は否めないのではないかと考える。すると更生機会が失われるリスクが発生すると考える。少年の良き理解者である家族に対する誹謗中傷は少年の更生において芳しくない影響を及ぼすリスクが大きいと言えるのではないかと考える。前述でも述べたが昨今のSNSの普及により少年の実

名のみであっても家族が特定され、いきすぎた憶測や報道が加熱する懸念を念頭におく必要のある状況であると言わざるを得ない。

以上の点から鑑みると少年事件において実名報道を行うことは少年の更生機会を奪いかねないリスクと常に隣り合わせとなる状況に置かれていると言えるのではないかと考える。その様な状況を加味した上で実名報道を行うべきなのであろうか。次にこの点について深く考察していきたい。

2 平成 23 年版 犯罪白書 第 7 編 / 第 6 章 / 第 2 節 / 4
< https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/58/nfm/n_58_2_7_6_2_4.html > (2024 年 12 月 20 日閲覧)。

4 特定少年における実名報道の是非

これまでに特定少年の位置付けや実名報道による影響を見てきたがそれらを踏まえた上でここからは特定少年における実名報道の是非という点について考察していく。

私は特定少年における実名報道を行うべきではないと考える。なぜなら前項でも見てきた様に特定少年における実名報道は非常にリスクが高く公益性を損なう可能性が存在するからである。

確かに憲法において保障されている国民の知る権利を阻害するといった点で実名報道を行わないことが公益性を損なうといった見解もできるが、一時の公益性より長期的なスパンで捉えた場合の公益性を重視すること狭義的に公益性を重視しているとは言えるのではないかと考える。

また、この特定少年における実名報道は少年法第一条に記載されている少年の健全な育成を期しというそもそもの趣旨に反しているのではないかと考える。少年の健全育成を重視する少年法の対象とするのであれば実名報道を行うべきではないのではないかと考える。実名報道が行われた場合の影響を考慮した場合、健全育成とは趣旨が釣り合わないことになると考える。現状、改正から日が浅いことから事案が少なく影響が未知であり更生の一助とも足枷とも判明していない中でこのまま特定少年を規定し運用していくことはあまりに無謀であると言わざるを得ないのではないかと考える。

ここまで様々な視点や影響などを考察してきたがそうした状況を鑑みて、私は特定少年における実名報道は行うべきではないと考える。

5 私見

ここまで特定少年の実名報道による影響や是非について考察してきたが、ここで私自身の考察を述べておきたい。そもそも特定少年とはどのように誕生したのだろうか。昨今の改正によるものであることは明白なのだが、その要因としては 18 歳からの選挙権の付与といったいわゆる成人年齢の引き下げといった点が大きく、法律自体の問題ではなくこうした

広義的な要因が根底に存在している。そんな成人年齢の引き下げについては少子化の進む現在においては若者への政治関心などを向上させることや社会的責任を早くから自覚させることは賛同することのできる点であると言えるだろう。しかし18歳が成人であると規定しても従来の20歳が18歳に引き下げられるわけではない。飲酒や喫煙、公営競技などは従来通り20歳から可能となるなど些か矛盾を感じる場面も多くないと考える。このような現状は非常に中途半端であると言わざるを得ず、なんともやっつけ感のある改正であると言えるのではないだろうか。

この成人年齢の引き下げは根底にあるはずの問題の本質を見ず上部を見て一旦は解決したように見せかけられている様なものであると考える。こうした中途半端なものをそのまま引き継いで誕生したものが今回問題とした特定少年である。このように中途半端なものを法律に加えて良いのだろうか。非行少年を更生に導く一助となるべき少年法がこの様に中途半端なものを受け入れることで少年の更生に影響は果たして本当はないのだろうか。現状改正からまだ日が浅いことから更生の一助となるか後世の足枷となるのかといった確証となる事例は現状においてまだ見受けられることができていないことから、今後の動向を注視せざるを得ないということは申し添えておきたい。

6 まとめにかえて

先にも述べたがこの少年法改正は成人年齢の引き下げに伴う法的な整合性の意味合いが強く見受けられるものである。昨今未成年のデジタルタトゥーが問題視されたが、この特定少年における実名報道は公的に認められたデジタルタトゥーとも言えるのではないか。

少年法の趣旨である健全育成を重視しながら少年犯罪を厳罰化し抑止効果を期待することは無理があると言わざるを得ない。

そして少年にレッテルを貼り立ち直りを困難にさせる可能性が少しでもあるのであれば新たな被害者を生まないためにも今一度原点である少年法の趣旨に立ち返り慎重に考察すべきであると考え。この特定少年における実名報道という点については昨今多くの議論を呼んでおり現状においても賛否が分かれており、その中で懐疑的な受け止め方が積み重なり特定少年の実名報道という観点から発展し法制度に対する不信感を国民が持つ恐れがあると言えるのではないか。

繰り返しになるが法的な整合性を重視し急ぐのではなく原点であり頂点という言葉がある様に対象が適用される法律の趣旨に立ち返ることこそ早急に取り掛かるべき課題と言えるのではないかと考える。